

助成事業における要項

1. 助成事業の対象は、本会が承認した地区鍼灸師会（以下各団体とする）が行う事業のうち、本会公益目的事業の普及啓発事業、奉仕活動事業、鍼灸師資質向上事業に準じたものとする。
2. 助成事業の予算は、毎年度20万円を上限とする。
3. 各年度の予算案審議の理事会において助成事業について審査する。各団体は、理事会までに助成事業承認申請書、収支予算書、実施要項等の審査に必要な書類を提出すること。
4. 助成金額は、各団体が行う事業の必要経費未満とし、各団体助成事業への支給金額の決定は理事会の決議によるものとする。
5. 事業が終了したら、各団体は速やかに行事实施報告書、収支決算書、経費精算書等の必要書類を会長、財務部長、広報部長に提出すること。
会長（行事实施報告書、収支決算書等）
財務部長（行事实施報告書、収支決算書、経費精算書、証憑類等）
広報部長（行事实施報告書、写真等）
6. 証憑はコピーして添付（原本は各団体で保管）すること。
7. 助成事業は原則として経費精算書による精算とし、仮払金申請は受け付けない。
8. この要項の改廃は、理事会の決議を経て行う。